

中国四国防衛局達第 22 号  
改正 平成 30 年 3 月 30 日中国四国防衛局達第 7 号

防衛省所管旅費取扱規則（平成 19 年防衛庁訓令第 109 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、中国四国防衛局等の隊員の旅行命令等の権限の再委任に関する規則を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

### 中国四国防衛局等の隊員の旅行命令等の権限の再委任に関する規則

中国四国防衛局等に勤務する隊員に対する旅行命令を行う者は、次のとおりとする。

旅行命令権者		旅行命令を受ける者
地方 防衛 局本 局	局長	地方防衛局本局の職員で、旅行命令を受ける者として次の各欄に掲げる職員以外の者
	総務部長	総務部の職員（部長、課長及び報道官を除く。）
	企画部長	企画部の職員（部長、次長、課長及び室長を除く。）
	調達部長	調達部の職員（部長、次長、課長及び総括建設監督官を除く。）
地方 防衛 事務 所	所長	地方防衛事務所の職員

#### 附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日中国四国防衛局達第 7 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。